

令和5年12月20日

宗像市議会  
議長 神谷 建一 様

議会運営委員会  
委員長 石松 和敏

## 所管事務調査（行政視察）報告書

本委員会は、下記のとおり行政視察しましたので、報告します。

### 記

- 1 期 日  
令和5年10月11日～10月13日（3日間）
- 2 視察地及び調査事項
  - （1）愛知県岩倉市（10月11日）
    - ・議会改革の取組について
  - （2）岐阜県可児市（10月12日）
    - ・議会改革の取組について
  - （3）愛知県東海市（10月13日）
    - ・議会改革の取組及び議員政治倫理委員会について
- 3 調査内容  
概要は以下のとおり。資料は議会事務局に保管。

### ◆愛知県岩倉市（人口4万8千人、面積10.47㎢ [令和5年4月1日現在]）

#### 【市の概要】

岩倉市は、愛知県の北西部に位置し、東は小牧市、西は一宮市、北は江南市に隣接。市域全体の標高差が5メートル程度の平坦で、濃尾平野の肥沃な土質と清流木曾川の水に恵まれ、周縁部には多くの緑が存在する。また、古くから西尾張地域の交通の要衝地であり、鉄道、高速道路などへのアクセスに優れている。

令和5年度 一般会計予算：169億6,000万円

#### 【調査事項】

##### 〔議会改革の取組について〕

#### 1 議会改革の取組

岩倉市の議会改革の取組は、平成22年5月に岩倉市議会基本条例を制定し、併せて岩倉市議会改革特別委員会を設置したことに始まる。平成23年3月に岩倉市議会基本条例が施行。全議員15人で構成する岩倉市議会改革特別委員会において、議会に関する条例、規則等、議会運営、政策提言、事業実施、情報発信などを行ってきた。平成27年からは、岩倉市議会基本条例推進協議会により毎月会議を行い、意見交換の日程や視察の対応、課題に対して審査、研究を行っている。

1年に1回、議会基本条例の検証を行っており、議会基本条例推進協議会で仕分けをして、議会基

本条例検証シートを用いて、実績、評価、課題、今後の取組などについて検証。全員一致で合意となった場合に限り改正を行う。この作業は年に1度、議員全員で条例を振り返り確認する意味も含んでいる。

## 2 取組状況

### (1) 議会サポーター

平成30年に岩倉市議会サポーター制度を創設し、議会運営に関する要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営に反映させ、議会の民主的な運営を推進することとしている。議会サポーターの任期は1年間で、市民からの無作為抽出及び公募により10人から20人程度のサポーターを毎年選任している。議会サポーターは、本会議や常任委員会等を傍聴し、各定例会の翌月に開催する議員との意見交換会に出席し、各定例会の内容を振り返り、ざっくばらんな意見交換や素朴な疑問など自由討議を行っている。その他に「サポーターの声」制度もあり、議会サポーターは、議会に対する率直な意見や感想を随時提出することができる。回答が求められているものについては議会で回答を作成。意見交換会の場で議会サポーター全員に提示し、ホームページ上でも公表している。

### (2) 文書質問

文書質問は、市長等に対していつでも文書により議員は質問ができるという制度で、平成23年の制定当初から議会基本条例に規定されている制度である。条例の規定はあるが、積極的には運用されていなかったことから、議会サポーターの意見により、岩倉市議会文書質問取扱要綱を制定し、平成30年から運用を開始している。要綱では文書質問は一般質問に相当する程度のもので定められており、また、一般質問の事前質問としての側面を持つことにもなるため、さらに、資料要求のほうを活用しやすいということもあり、十分に活用されておらず、これまでの活用実績は4件のみである。

### (3) 政策提言

政策提言は、議会基本条例第21条の規定に基づき、市政の課題解決により市民福祉の向上を図るため、常任委員会が調査・研究を行い、市長へ提言するものである。政策提言を行う際は、全員一致を原則としており、これまで「放置自転車対策についての提言」「健康都市いわくらを宣言することに関する提言」など、平成29年以降7件を市長に提言している。政策提言を行うに当たっては、議会は調査や会議など慎重に、かつ、丁寧に行っていく必要がある。宗像市議会に置き換えると所管事務調査に類似するものである。

### (4) 岩倉市議会業務継続計画

岩倉市議会業務継続計画は、災害等が発生した場合において、市議会が迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を果たすために、必要な組織体制や議会・議員等の役割を定めたもので、令和3年5月に策定した。先行して策定した議会業務継続計画の内容を参考に策定したのだが、岩倉市の実情に則していない部分があり、結果うまく機能していない面もある。計画策定を契機に、2年に1回議会として救命救急講習を実施することとしている。

### (5) 議員間討議

議員間討議は、議会基本条例第17条第3項に規定されているが、委員長等の判断で必要とされる場合を除き、通常の議案の場合は実施しておらず基本的には省略している。議会基本条例第10条第3項の規定により、請願及び陳情を審議する場合には、提案者の意見を聴く機会を設けるとともに、請願者の前で議員間討議を行うことがある。

## 3 取組の効果と今後の課題

### (1) 取組の効果

岩倉市議会ホームページのトップページには「情報公開NO.1の市議会を目指します。」とある。その決意どおり議会活動の情報発信、全ての会議の原則公開、市民との意見交換の場を積極的に持つなど情報公開に向けた様々な取組が継続して行われており、議会への市民参加、市民と議会との連携が一步ずつ着実に実現できていた。

### (2) 今後の課題

15人の全議員で構成し、毎月開催している議会基本条例推進協議会などでの前向きな議論を踏まえ、今後も必要に応じて議会基本条例等のルールの見直し、改正を継続して行っていく必要がある。

る。

### 【所 感】

- ・議会基本条例の見直しを毎年行い、その都度改善点が出てくるものなのか、と感じて確認したが、課題に対しては、全員一致で合意するのは難しく、また、予算の必要なものは先送りになることが多いとのことであった。議員全員の合意を得るのは難しいので、一つの目的として議員全員で条例の内容を確認していくことは意義があると感じる。本市においても議会基本条例に関する共通認識を深める必要があると感じた。
- ・議員間討議に関しては、仕組みはあっても利用する機会が少ない。以前、先輩議員に、「質問は執行部に対してするもので、議員間で行うものではない。議員間で行うと議会運営が難しくなる」と教えられたことがあったが、どのような内容でどのように議員間討議を行えば議論が深まるのか、自分の考えを述べる討論とどのように違うのか、考えたい。
- ・新年度の予算審議の前に市民からの意見を募集する取組を行っており、議会改革が随分進んでいると感じた。このことについては、行政の協力が不可欠であるところからも、行政との連携も進んでいる市議会を感じた。
- ・市民と近い存在の議会を目指して予算委員会前に議会報告会を行い、市民の声を審議に反映させようとすることは、常に市民の意見に耳を傾けている議会として感銘を受けた。また、サポーター制度では市民の代表のサポーターと意見交換を定期的に行うことで、議会に対する率直な意見や感想を受け、その意見に対する回答まで行い、課題を残さずに前向きに行政運営につなげていることは重要だと感じた。
- ・平成30年度から設置した岩倉市議会サポーター制度によって、議会に対する市民の意見聴取等が可能となり、同時に議員の議会改革への意識の高さに驚かされた。また、検証シートに基づき、議会基本条例も検証し、変えられるところから変えていこうという姿勢にも驚いた。
- ・議員に市民から助言する市議会サポーター制度は、市民の声を間近で聞くより良い制度だと思う。今後本市でも検討することが必要と考える。
- ・市議会ホームページのトップには、「情報公開NO.1の市議会を目指します！！」と表示してあり意気込みを感じた。
- ・議会基本条例は平成22年3月定例会において、議員全員賛成により原案可決されている。その後、平成23年5月からは、議員15人全員で構成する議会改革特別委員会において、この基本条例に基づく自主的な改革を毎年進め、議会が担うべき様々な機能の充実に努めていることに感心した。特に議会基本条例検証シート（令和4年度）には、全27条について、項目別に①取組実績等、②評価、③課題、今後の取組等、④過去の取組実績等を記載しており、大変な熱意と意欲を感じた。本市においても参考にすべきと感じた。
- ・「議会ふれあいトーク」を通して、議会報告会だけでなく、各種団体等からの意見及び要望を反映するための「意見交換会」など、より多くの意見を聴取する場づくりの必要性を感じた。

## ◆岐阜県可児市（人口10万人、面積87.57km<sup>2</sup> [令和5年4月1日現在]）

### 【市の概要】

可児市は、岐阜県中南部に位置し、名古屋市や岐阜市から30キロメートル圏内にある。昭和40年代から名古屋鉄道広見線の複線化などを契機に、南部の丘陵地を中心にゴルフ場の開発や名古屋都市圏のベッドタウンとして宅地開発が進み、急激な人口増加と都市化が進んだ。平成17年の中部国際空港開港後、東海環状自動車道可児御嵩ICが開通したことで、名古屋都市圏を支える拠点としての役割も期待されている。

令和5年度一般会計予算：318億3,000万円

### 【調査事項】

#### 〔議会改革の取組について〕

##### 1 経緯

可児市の議会改革を進める背景としては、議員の資質の向上を図るために、平成20年7月から名城大学都市情報学部の昇教授のゼミへ参加し、専門的知見を深めていった。平成23年2月には、市議会

の現状を調査するため、全議員が支出する政務調査費を活用して、市民2,000人を対象にアンケート調査を行った。回収率は40.6%で、「議員の活動内容を知らない」が64.2%、「市民の声が反映されていると感じている」が6.4%という市議会にとっては厳しい内容のアンケート結果から、議会改革を進める必要性を再認識し、平成23年9月に議会基本条例特別委員会を設置、平成24年12月に議会基本条例の制定に至った。

## 2 取組状況

### (1) 議論の充実

本会議における一般質問及び議案質疑は、論点や争点を明確にし、執行機関や傍聴者に分かりやすくするため、「一問一答方式」と「一括質問一括答弁」の選択方式(再質問からは一問一答方式)を取り入れた。また、本会議や委員会において、自由討議ができるようにしている。

### (2) 市民福祉向上のための4つの議会サイクル

#### ①議会運営サイクル

議長・副議長の任期を独自に1年で運用しており、議長職における引き継ぎ事項を毎年作成し、議会課題を常に検討している。また、議員任期の4年ごとに民意を反映する政策を念頭に、議会運営に関する提言を行い、改選後に課題を引き継げるようにしている。

#### ②予算決算審査サイクル

予算決算委員会において、委員会開催を「予算決算の説明」として約2日間、「予算決算の質疑」として約3日間行い、次に各常任委員会にて前年度の予算審査に提言された事項を検討し、審査6回目として討論・採決を行う。なお、決算委員会では討論・採決に併せて、議会報告会や地域課題懇談会等の意見を反映した提言を全会一致でまとめ、本会議場にて市長へ通知を行う。翌年の予算委員会において前年度の提言が予算編成にどう反映されたのか報告を受け、毎年のサイクルとしている。

#### ③意見聴取・反映サイクル

年2回開催している「議会報告会」や「地域課題懇談会(随時開催)」「各種団体との懇談会(随時開催)」で出た意見を集約し、各常任委員会・予算決算委員会や個々の議員の一般質問に反映させ、市長へ政策提言を行う。次に、市長より「提言対応結果報告」を議会が受け、最終的に「意見対応結果報告」として議会報告会等で報告することでサイクルを確立している。

#### ④若い世代との交流サイクル

若い世代との交流を目的として、「高校生議会」「ママさん議会」「模擬選挙」「子ども議会」をはじめ、令和4年度には「中学生議会」を開催している。また、各種団体との「地域課題懇談会」には、地元の高校生も参画している。

### (3) 委員会代表質問

当初から議会報告会の意見は常任委員会別で整理し議会ホームページで公開していた。そのため市民の課題は会派より常任委員会の方が受け止めやすく、取り組みやすい実情があった。また、執行部からの報告も会期前委員会にて常任委員会で行われていたことから、委員会全員の一致で行う執行部への問いかけの影響は大きく、より今後の提案につなげられると考え、委員会代表質問を行っている。

## 3 成果と今後の課題

市民福祉向上のための四つの議会サイクルを確立することにより、議会の運営方法や市民参加型の議会報告会の開催を常に検証しており、体制が変わっても常に課題を次につなげていくことで、議会改革を一体となって進めている。また、そのことで議会への市民の関心も高くなり議会の活動内容を広く伝えることにつながっている。

議会や行政に関心のある市民にとっては議会の活動を知る機会はあるが、一方関心のない市民にどのように議会の活動内容等を伝えていくか常に課題意識を持っていくことが必要である。

## 【所感】

- ・四つの議会サイクルについては、本市では議会運営委員会の中で議論がすでに進んでいると考える。しかしながら、本市の議会運営委員会を発展的に捉え、議長の政策提案を議論し、組み込むことも必要

ではないかとも考える。

- ・市民のアンケート結果を元に議会基本条例の制定から、常に市民の声を反映させるために4つの議会サイクルを策定し、議会運営における課題を検証し毎年検討材料として改善を試みていることは、市民にとって開かれた議会の確立となっていると感じた。特にサイクルの一つでもある予算決算委員会において、議会報告会や地域課題懇談会等の意見を提言として市長へ通知し、予算に反映されていたのかの確認から、市民へ意見対応結果報告まで行うことは市民の声がいかに関与されたか確認でき議会の信頼に大きく貢献していると感じた。
- ・議会への無関心がアンケートにより明らかになり、議会改革をすることによって大幅に減少された。その改革は全方面に対して深く広く行われていると感じた。多種多様な改革が行われていたが、本市がこの改革を参考にする際には、本市の何が課題でこの改革を行い、何を目的にするのか、という本市のスタンスをしっかりと持って成果を出せるようにやるべきと考えた。また、本市の広報委員会は新しい取組にも挑戦して、活発に活動しているが、議会の無関心対策として議会だよりのリニューアルを行い情報発信に力を入れてきた可児市の取組は参考になる。
- ・議会基本条例の検証については、プロジェクトチームを立ち上げ取り組んでいる。本市もこうした先進地の事例を参考に検証していくことが重要だと思った。
- ・特徴的なものは、地方自治法第109条（委員会の権限）を基にした、全国で初の取組である「委員会代表質問」の実施であり、委員会全会一致の質問で執行部に問うものである。本市においても常任委員会として所管事務調査を実施し執行部に提言はしているが、代表質問の形で執行部に質問することを前向きに検討してもよいのではないかと感じた。
- ・「市民の意見を聴く意見交換会の充実」と「議員の資質向上」を達成するために、議員研修の開催、予算決算審査での議会報告会・地域課題懇談会等の意見反映のための「提言まとめ」など少しでも機会を捉え、執行部側の予算策定に生かせる工夫が参考になった。

#### ◆愛知県東海市（人口11万3千人、面積43.43km<sup>2</sup> [令和5年4月1日現在]）

##### 【市の概要】

東海市は、知多半島の西北部に位置し、西は伊勢湾に面し、北は名古屋市、東は大府市、東浦町、南は知多市に接しており、名古屋市の中心地区まで約15キロメートルに位置する。また、名古屋南部臨海工業地帯の一角を形成しており、産業上の拠点都市としての役割を果たしている。

令和5年度一般会計予算：560億6,200万円

##### 【調査事項】

〔議会基本条例の検証の取組及び議員政治倫理委員会について〕

##### 1 議会基本条例の検証について

- ・平成22年6月に、議会改革を推進するため定数8人の議会改革特別委員会を設置し、議会基本条例の制定を全会一致で決定。議会基本条例の骨子（案）を策定し、次期、別組織で審議することとした。
- ・平成25年9月に東海市議会基本条例を制定。併せて、東海市議会政治倫理要綱を制定した。条例の目的は、①市民に開かれた議会、②市民に分かりやすい議会、③市民福祉の向上の3点。
- ・平成30年に、政務活動収支報告書・明細書、議員の住所・電話番号、閉会中の委員会開催日をホームページで公開することとした。
- ・平成30年6月に議会基本条例検証特別委員会を設置した。

##### 2 議会基本条例検証特別委員会の取組について

- ・進め方
  - ア：分科会設置
  - イ：検討の経緯確認
  - ウ：検証方法の決定（検証シート）
  - エ：条文ごとに検証実施
  - オ：検証を受け、特別委員会で協議し、報告書を作成

##### 3 議会運営に関する主な改善検討事項

- ・議会基本条例の見直しについて【全体】

- (議員間討議、一問一答方式、議会報告会等の有効性を検討)
- ・一般質問の順序の見直しについて【第4条】  
(ドント方式による順序とする)
  - ・一問一答方式の導入や時間の変更について【第4条】  
(代表・一般質問に一問一答方式を導入、質問時間を1人30分に変更)
  - ・タブレット端末の導入【第17条】  
(タブレット端末を導入し、ペーパーレス化等を図る)
  - ・東海市議会議員政治倫理要綱の見直し【第21条】  
(政治倫理委員会の運営方針等を見直す)
- 4 検証後の取組について  
令和4年9月から議会改革推進プロジェクトチームで、議会改革推進計画の策定を含め、議会改革の取組の協議を継続している。

#### 【所感】

- ・議会基本条例検証特別委員会の取組は、エネルギーで素晴らしい取組だと感じた。分科会で協議することにより、問題意識の高まりに伴い、より活発な意見交換ができるものとする。
- ・市民に開かれ分かりやすい議会を目的とした議会改革のために、議会基本条例検証特別委員会を設置し、さらには分科会の設置に伴い条例を検証できるように、委員会と分科会の連携を行うことで時代に即した条例につなげている。また、「議会基本条例検証シート」を活用し、達成率を5段階評価で明示し、検証しやすくしていることは有効であると感じた。
- ・議会改革の取組は力を入れるところと入れないところを、はっきりと分けているところが印象に残った。議会を構成する各議員の資質や特徴も関係してくるので、本市にとって最も大事な改革は何かを考えてそこに特化する、という考え方もあると感じた。
- ・議会基本条例の検証を「特別委員会」を設置して、項目ごとに検証していく過程は参考になった。
- ・議会基本条例の制定から、5年ごとに条例の見直しが計画的に行われている。見直しに向けた検討委員会及び特別委員会の設置等が明記されている。本市においても議会改革を進めるための計画策定が必要と思う。
- ・議会基本条例は平成25年9月に施行され、制定から5年を経過する中で、本条例の目的の達成状況について検証を行う必要があるとの判断で、平成30年6月の議会運営委員会で議会基本条例検証特別委員会の設置が決定された。10人の委員が議長の指名により選任され、2つの分科会を設置し、1分科会あたり5人の委員で、平成30年6月から一年半をかけて検証している。検証には、議会基本条例検証シートを活用しており、「目的の達成状況とその理由」を記載する項目があり、5段階評価であるが大変に悩ましかったとのことであった。本市においても、議会基本条例を制定してから13年が経過しており、ぜひとも達成状況等の検証をする必要があると感じた。
- ・条例の検証方法として、「検証シート」があり、明確に到達しているのか、また、度合いを図る目安として「5段階評価の数値化」がされていて議員間討議の資料になるので効果的だと思った。